

チェックリスト判定基準表

平成25年2月

チェックリスト判定基準表

- (1) 国営かんがい排水事業
(国営かんがい排水事業, 国営施設機能保全事業, 国営施設応急対策事業)
- (6) 独立行政法人水資源機構事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の振興方向が明確であり、その阻害要因の解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

- (1) 国営かんがい排水事業
(国営かんがい排水事業, 国営施設機能保全事業, 国営施設応急対策事業)
- (6) 独立行政法人水資源機構事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト削減を図る計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額（千円/ha・年） =（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			水田主体地区：630千円/ha・年以上 畑主体地区：1340千円/ha・年以上	水田主体地区：630千円/ha・年未満 畑主体地区：1340千円/ha・年未満
	○農業産出額（事業地区市町村の面積当たり） 事業地区市町村の農業産出額(千円/ha・年) =関係市町村の農業産出額(千円)/関係市町村の耕地面積(ha)			
	都道府県の平均以上	都道府県の平均未満		
農業の持続的発展	野菜・果樹の産地形成		○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（受益面積当たり） 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合(%) =計画作付面積(ha)/受益面積(ha)×100	
			10%以上	10%未満
	望ましい農業構造の確立		○認定農業者の割合（総農家当たり） 総農家数当たりの認定農業者の割合(%) =関係市町村の認定農業者数の計(人)/関係市町村の農家数の計(戸)×100	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
○経営耕地の面積（一戸当たり） 一戸当たりの経営耕地面積(ha/戸) =関係市町村の経営耕地面積計(ha)/関係市町村の農家戸数の計(戸)				
都道府県の平均以上	都道府県の平均未満			
農地の確保・有効利用			○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 ②作付面積増加率(%)=計画作付率(%)－現況作付率(%)	
			①耕地利用率108%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上)または、 ②作付面積増加率16%以上	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付面積増加率16%未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全管理	<p>○施設の更新等整備の緊急性</p> <p>A：特に緊急に更新等の整備が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化等の影響により、劣化の進行が顕著 ・過去に突発事故等が発生し、機能低下等が発生 ・ライフラインへの影響（水道との共用）等 <p>B：緊急に更新等の整備が必要</p> <p>－：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）</p>	
			<p>○戦略的な保全管理に向けた更新整備計画の作成</p> <p>戦略的な保全管理に向けた更新整備計画の作成にあたっては、</p> <p>①既存施設の有効活用を図る観点から、施設の機能診断等の実施により、施設の劣化度合いを調査している。</p> <p>②機能保全コスト等の比較・検討を行っている。</p> <p>A：①及び②、B：①のみ、－：該当なし</p>	
	農村の振興	地域経済への波及効果	<p>○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり）</p> <p>受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年）</p> <p>= 農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和）</p> <p>※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの</p>	
地域用水機能の維持・増進、水資源の有効活用（快適性の向上）		<p>○地域用水効果額（受益面積当たり）</p> <p>受益面積当たり地域用水効果額（千円/ha・年）</p> <p>= 地域用水効果（千円）/受益面積（ha）</p> <p>【注；効果項目は年効果額：千円】</p>		
多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	<p>○環境関連効果額（受益面積当たり）</p> <p>受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年）</p> <p>= 景観・環境保全効果（千円）/受益面積（ha）</p> <p>【注；効果項目は年効果額：千円】</p>		
		<p>水田主体地区：1,000千円/ha・年以上</p> <p>畑主体地区：2,000千円/ha・年以上</p>		
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	<p>○地域用水効果額（受益面積当たり）</p> <p>受益面積当たり地域用水効果額（千円/ha・年）</p> <p>= 地域用水効果（千円）/受益面積（ha）</p> <p>【注；効果項目は年効果額：千円】</p>	
			<p>3千円/ha・年以上</p> <p>3千円/ha・年未満</p>	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	<p>○環境関連効果額（受益面積当たり）</p> <p>受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年）</p> <p>= 景観・環境保全効果（千円）/受益面積（ha）</p> <p>【注；効果項目は年効果額：千円】</p>	
			<p>9千円/ha・年以上</p> <p>9千円/ha・年未満</p>	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	<p>①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無</p> <p>②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮</p> <p>③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成</p> <p>④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。</p> <p>A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下</p> <p>（4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下）</p> <p>（4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下）</p>	
			<p>① a：行っている b：検討中 c：行っていない</p> <p>② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない</p> <p>③ a：図っている b：検討中 c：図っていない -：該当なし</p> <p>④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 -：該当なし</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		関係計画との連携	関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性が図られているか。 A：図られている B：図られる見込みがある C：図られていない	
		関係機関との協議	①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②漁協との協議（予備）が合意に達しているか ③施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議済 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議済 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ③ a：協議済 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
		関連事業との調整	①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議済 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
		地元合意	①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況） ②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況） について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ② a：同意済 b：同意予定 c：未同意	
		事業推進体制	①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：合意済 b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 A：設置済 B：設置予定 C：未設置 -：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

チェックリスト判定基準表

(1) 国営かんがい排水事業

(国営かんがい排水事業, 国営施設機能保全事業, 国営施設応急対策事業)

(6) 独立行政法人水資源機構事業

【特定監視項目】

評価の内容		判定基準
地質状況	<ul style="list-style-type: none"> 地質状況に基づいた施設計画としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見込んだ施設計画としている。
受益面積	<ul style="list-style-type: none"> 最近年の面積を把握している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地元意向等を確認のうえ、一定地域を定めるとともに、台帳等により最近年の面積を把握している。

チェックリスト判定基準表

(2) 国営農地再編整備事業 (国営農地再編整備事業, 国営緊急農地再編整備事業)

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に可能であると認められること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の () には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(2) 国営農地再編整備事業 (国営農地再編整備事業, 国営緊急農地再編整備事業)

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト削減を図る計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○労働時間短縮率 農家の労働時間短縮率(%) $= [1 - \{ \text{主要作物 (最も作付面積が大きい作物) の人力の労働量 (hr) (計画)} / \text{主要作物の人力の労働量 (hr) (現況)} \}] \times 100$	
			水田主体地区：45%以上 畑主体地区：25%以上	水田主体地区：20%以上45%未満 畑主体地区：20%以上25%未満
			○営農経費縮減率 営農経費縮減率(%) $= [1 - \{ \text{全ての作物の「人力+機械」両方の労働評価額 (円) (計画)} / \text{全ての作物の「人力+機械」両方の労働評価額 (円) (現況)} \}] \times 100$	
			水田主体地区：52%以上 畑主体地区：30%以上	水田主体地区：20%以上52%未満 畑主体地区：20%以上30%未満
		野菜・果樹の産地形成	○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合 (受益面積当たり) 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合(%) $= \text{指定作物の計画作付面積 (ha)} / \text{受益面積 (ha)} \times 100$	
	11%以上	11%未満		
	水田における麦・大豆の生産拡大	○水田における麦・大豆の生産拡大 水田における麦・大豆の作付面積率 (%) $= \text{水田における麦・大豆の計画作付面積 (ha)} / \text{受益面積 (ha)} \times 100\%$ -：該当なし (区画整理や暗きょ排水等の整備による水田の汎用化を行っていない地区)		
	17%以上	17%未満		
	農地の有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha) / 耕地面積(ha) × 100 ②作付面積増加率(%) = 計画作付率(%) - 現況作付率(%)		
	①耕地利用率108%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上) または、 ②作付面積増加率16%以上	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付面積増加率16%未満		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	<p>○担い手等への農地利用集積率 《国営農地再編整備事業》 担い手への農地利用集積率(%) =事業完了時の担い手等の受益農用地面積(ha)/区画整理及び開畑を併せ行う事業の受益農地面積(ha)×100 《国営緊急農地再編整備事業》 担い手等への農地利用集積率(%) =事業完了時の担い手等の受益農用地面積(ha)/区画整理を行う事業の受益農地面積(ha)×100</p> <hr/> <p>85%以上</p>	<p>85%未満</p>
		農村の生活環境の整備	<p>○生活環境整備関連効果額(受益面積当たり) 生活環境整備関連効果額(千円/ha・年) =(一般交通等経費節減効果+非農地等創設効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】</p> <hr/> <p>8.1千円/ha・年以上</p>	<p>8.1千円/ha・年未満</p>
		地域経済への波及効果	<p>○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年) =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の列和) ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの</p> <hr/> <p>水田主体地区:1,400千円/ha・年以上 畑主体地区:600千円/ha・年以上</p>	<p>水田主体地区:1,400千円/ha・年未満 畑主体地区:600千円/ha・年未満</p>
多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	環境機能の維持・増進	<p>○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円/ha・年) =景観・環境保全効果(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】</p> <hr/> <p>16千円/ha・年以上</p>	<p>16千円/ha・年未満</p>
		生態系	<p>①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下 (4指標のうち1指標が「-」の場合は、A:8点以上、B:5~7点、C:4点以下) (4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下) ① a:行っている b:検討中 c:行っていない ② a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない ③ a:図っている b:検討中 c:図っていない -:該当なし ④ a:調整済 b:調整中 c:未調整 -:該当なし</p>	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	<p>①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下 (4指標のうち1指標が「-」の場合は、A:8点以上、B:5~7点、C:4点以下) (4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下) ① a:行っている b:検討中 c:行っていない ② a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない ③ a:図っている b:検討中 c:図っていない -:該当なし ④ a:調整済 b:調整中 c:未調整 -:該当なし</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		関係計画との連携	関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性が図られているか。 A：図られている B：図られる見込みがある C：図られていない	
		関係機関との協議	①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②道路管理者との協議（予備）が合意に達しているか ③施設所有者、文化財管理者等関係者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ③ a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
		関連事業との調整	①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
		地元合意	①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況） ②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況） について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ② a：同意済 b：同意予定 c：未同意	
	事業推進体制	①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：合意済 b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 A：設置済 B：設置予定 C：未設置	
	緊急性		道路や河川等との一体施行や土地利用調整を伴う場合の調整状況 関連する他の事業（道路事業、河川事業等）との一体的な施行、又は一体的な土地利用調整（非農用地区域調整等）を行う観点から、特定の時期までに着工する必要がある緊急性がある。 A：調整済み B：調整中 C：未調整 -：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(2) 国営農地再編整備事業 (国営農地再編整備事業, 国営緊急農地再編整備事業)

【特定監視項目】

評価の内容	判定基準
農地整備工事の諸条件 ・地形、地質、水利条件等に基づいた農地整備計画としている。	・区画整理や農用地造成における、標準的なほ場区画や整備勾配等の設定、道路・水路等の配置にあたっては、地形、地質、水利条件等に基づき計画している。

チェックリスト判定基準表
 (3) 国営総合農地防災事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業発展の阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表
 (3) 国営総合農地防災事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の向上による効果額（千円/ha・年） =（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く	
			水田主体地区：250千円/ha・年以上 畑主体地区：240千円/ha・年以上	水田主体地区：250千円/ha・年未満 畑主体地区：240千円/ha・年未満
			○農業産出額（事業地区市町村の面積当たり） 事業地区市町村の農業産出額（千円/ha・年） =関係市町村の農業産出額（千円）/関係市町村の耕地面積（ha）	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
農 業 の 持 続 的 発 展	望ましい農業構造の確立		○認定農業者の割合（総農家当たり） 総農家戸数当たりの認定農業者の割合（%） =関係市町村の認定農業者数の計（人）/関係市町村の農家戸数の計（戸）×100	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
			○経営耕地の面積（一戸当たり） 一戸当たりの経営耕地面積（ha/戸） =関係市町村の経営耕地面積計（ha）/関係市町村の農家戸数の計（戸）	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
	農地の確保・有効利用		○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率（%）=作物の計画作付延べ面積（ha）/耕地面積（ha）×100 ②作付面積増加率（%）=計画作付率（%）-現況作付率（%）	
			①耕地利用率108%以上（豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上）または、 ②作付面積増加率16%以上	①耕地利用率108%未満（豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満）かつ、 ②作付面積増加率16%未満
	農業生産基盤の保全管理		○災害防止効果額（農業関係）（受益面積当たり） 災害防止効果額（農業関係）（千円/ha・年） =災害防止効果（農業関係）（千円）/受益面積（ha） ※畑主体では作物生産効果を加える 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			水田主体地区：133千円/ha・年以上 畑主体地区：286千円/ha・年以上	水田主体地区：133千円/ha・年未満 畑主体地区：286千円/ha・年未満

評価項目			評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	B	
有効性	農村の振興	農村の生活環境の整備	○災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（受益面積当たり） 災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（千円/ha・年） ＝災害防止効果（一般関係）（千円） / 受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】		
			水田主体地区：195千円/ha・年以上 畑主体地区：11千円/ha・年以上	水田主体地区：195千円/ha・年未満 畑主体地区：11千円/ha・年未満	
	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円） / 受益面積（ha） ×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	1,000千円/ha・年以上	1,000千円/ha・年未満	
多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益面積当たり） 環境関連効果額（景観・環境保全効果）（千円/ha・年） ＝景観・環境保全効果（千円） / 受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	8千円/ha・年以上	8千円/ha・年未満	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし		
		景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ②関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が－の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない －：該当なし ②a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない －：該当なし	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②漁協との協議（予備）が合意に達しているか ③施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ③a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況） ②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況） について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ②a：同意済 b：同意予定 c：未同意	
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ②a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：合意済 b：調整中 c：未調整 ②a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 A：設置済 B：設置予定 C：未設置 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	緊急性	災害発生時の影響	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した土地改良施設が存在する。 ②事業の対象施設として基幹土地改良施設（ダム、頭首工）やライフラインとの共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設（学校や医療機関等）が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A：3項目、B：2項目、C：1項目、－：該当なし	
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 －：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表
(3) 国営総合農地防災事業

【特定監視項目】

評価の内容	判定基準
地質状況 ・地質状況に基づいた施設計画としている。	・地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見込んだ施設計画としている。

チェックリスト判定基準表
 (4) 直轄地すべり対策事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を防止し、農業生産性の維持、国土の保全及び民生の安定に資することが認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 (総費用総便益比 ≥ 1.0)
4. 地すべり等防止法及び事業実施要綱等に適合していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村振興局所管の地すべり防止区域で、次の地すべり防止工事の直轄要件のいずれかを満たしていること。 ・ 工事の規模が著しく大であるとき。 ・ 工事が高度の技術を必要とするとき。 ・ 工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。 ・ 工事が都府県の区域の境界に係るとき。

項目欄の () には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表
(4) 直轄地すべり対策事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②調査段階を踏まえた、効果的な対策工法の計画となっている。 ③共同事業化を含めたコスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目以上、B：1項目、－：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○保全対象面積のうち農地面積（一地区当たり） 保全対象面積のうち農地面積（ha/地区） ＝地すべり地域及び地域外被害想定地域における農地面積（ha）	
			724ha以上	724ha未満
	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全・管理	○事業費に対する農業効果の割合 事業費に対する農業効果（農地・農業用施設・農作物の被害軽減）の割合（%） ＝（直接的な被害軽減効果（農業関係）＋間接的な被害軽減効果（農業関係）） ／総費用×100	
			132%以上	50%以上132%未満
農 村 の 振 興	農村の生活環境の整備		○事業費に対する農業外効果の割合 事業費に対する農業外効果（一般公共施設等の被害軽減+山林・林道の被害軽減+家屋等の被害軽減）の割合（%） ＝（直接的な被害軽減効果（一般関係）＋間接的な被害軽減効果（一般関係）） ／総費用×100	
			61%以上	61%未満
			○保全対象となる人家戸数（一地区当たり） 保全対象となる人家戸数（戸/地区） ＝地すべり地域及び地域外被害想定地域における人家戸数（戸）	
			365戸以上	365戸未満
多 面 的 機 能 の 発 揮	国土の保全		①工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い（行政・住民合同会議等）がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、 B：1項目、 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない -：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 -：該当なし	
		景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない -：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 -：該当なし	
	関係計画との連携		関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性が図られているか。 A：図られている B：図られる見込みがある C：図られていない	
	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか A：協議了 B：多くが協議中 C：多くが未協議 -：該当なし	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、-：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 -：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし	
地元合意		①事業実施に対する知事の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村長の同意状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ② a：同意済 b：同意予定 c：未同意		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	事業推進体制		①点検等を行う地元組織が設置されている ②行政区等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：設置済 b：設置予定 c：未設置 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：合意済 b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 A：設置済 B：設置予定 C：未設置 -：該当なし	
	緊急性	地すべりの兆候	①現地踏査により農地や傾斜地の法面に変状がある。 ②現地踏査により道路や家屋等の構造物に変状がある。 ③地表移動量調査（GPS等）により累積変位がある。 ④地中移動量調査（孔内傾斜計等）により累積変位がある。 について、該当する項目の数により判断。 A：4～3項目、B：2項目、C：1項目、-：該当なし	
被害の発生履歴		過去の地すべり被害の発生履歴 A：直近5年以内に被害が発生 B：過去10年以内に被害が発生 C：過去20年以内に被害が発生 -：該当なし		
災害発生時の影響		①農地への重大な被害が想定される。 ②防護区域に人家、災害弱者関連施設等が存在する。 ③災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A：3項目、B：2項目、C：1項目、-：該当なし		

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表
 (5) 直轄海岸保全施設整備事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 海岸背後地の防護効果の向上、海岸保全施設の安全性の低下等により事業の必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 費用便益比 ≥ 1.0
4. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
5. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 海岸保全基本計画に位置づけられていること。 ・ 海岸法等の規定要件を満足すること。

項目欄の () には、主として考えられる観点を記述している。

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	多面的機能の発揮	国土の保全	①工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い（行政・住民合同会議等）がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
	関係計画との連携	①関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ②耐震設計に基づく計画が策定されている について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：策定されている b：策定される見込みがある c：策定されていない		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係機関との協議		①漁協との協議が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業実施に対する知事の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村長の同意状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ② a：同意済 b：同意予定 c：未同意	
	事業推進体制		①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立	
	維持管理体制		①予定管理者が決定されているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：合意済 b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	緊急性		①過去の災害により、農地浸水や死者・行方不明者などの記録が残っていること。 あるいは緊急点検箇所、外洋に直接面している箇所、台風の常襲地帯、軟弱地盤、地震防災対策推進地域等の災害発生危険地域、ゼロメートル地帯に該当すること ②事業実施を予定する海岸保全施設の主要部分に広範囲の変状が発生していること ③他の公共事業（他省庁の海岸事業、治山事業や漁港修築事業等）等と連携をとるため早急に事業を実施する必要があること ④官公署、学校、病院等の公共建物、人家、老人ホーム、身障者施設または国道、県道、鉄道、空港、あるいは、団地規模が概ね20ha以上で、かつ高性能な機械による営農が可能な土地条件を備えているか、整備して備え得る農地が防護区域内にあること について、該当する項目の数により判断。 A：4～3項目、B：2項目、C：1項目、－：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(7-1) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業））

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(7-1) 農業競争力強化基盤整備事業 (農業競争力強化基盤整備事業 (農地整備事業))

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額 (受益面積当たり) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果) (千円) / 受益面積 (ha) 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①経営体育成型及び耕作放棄地型 ②畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型	
			①1,200千円/ha・年以上 ②720千円/ha・年以上	①1,200千円/ha・年未満 ②720千円/ha・年未満
		野菜・果樹の産地形成	○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合 (受益面積当たり) 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合 (%) = 計画作付面積 (ha) / 受益面積 (ha) × 100 ①経営体育成型及び耕作放棄地型 ②畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型	
			①8.0%以上 ②19.0%以上	①8.0%未満 ②19.0%未満
		水田における麦・大豆の生産拡大	○水田における麦・大豆の生産拡大 水田における麦・大豆の作付面積率 (%) = 水田における麦・大豆の計画作付面積 (ha) / 受益面積 (ha) × 100 -：該当なし (区画整理や暗きょ排水等の整備による水田の汎用化を行っていない地区)	
			17%以上	17%未満
		農地の有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率 (%) = 作物の計画作付延べ面積 (ha) / 耕地面積 (ha) × 100 ②作付面積増加率 (%) = 計画作付率 (%) - 現況作付率 (%)	
			①耕地利用率108%以上 (豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上) または、 ②作付面積増加率16%以上	①耕地利用率108%未満 (豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満) かつ、 ②作付面積増加率16%未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	<p>○担い手等への農地利用集積《経営体育成型》 ①、②、③のいずれかにより判断する。</p> <p>①担い手等への農地利用集積 ア 計画農地利用集積率 イ 農地利用集積率の増加割合 ウ 市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に定める目標の達成 ア、イ、ウのいずれかにより判断する。 ウについては、「地区内における担い手への農地利用集積率が、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に定める目標割合以上となる見込みがある。」に該当する場合を「A」、該当しない場合のうち、判定基準のB欄のアまたはイを満たす地区を「B」、それ以下を「-」とする。</p> <hr/> <p>ア 73%以上または、 イ 34%以上または、 ウ を満たす</p> <hr/> <p>②担い手への農地の面的集積 計画担い手農地集積率 (促進計画目標年における、当該事業の受益面積に占める、担い手の経営等農用地面積のうち、事業実施要領に定める集積団地要件を満たす農用地の割合)</p> <hr/> <p>66.5%以上</p> <hr/> <p>③育成される農業生産法人への農地利用集積 計画農地利用集積率</p> <hr/> <p>75%以上</p> <hr/> <p>《畑地帯担い手育成型》及び《畑地帯担い手支援型》及び《耕作放棄地型》 ○担い手等への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率(%) =事業完了時の担い手等の受益農用地面積(ha)/区画整理及び開畑を併せ行う事業の受益農地面積(ha)×100 ①畑地帯担い手育成型(計画の農地利用集積率) ②畑地帯担い手支援型(現況の農地利用集積率) ③耕作放棄地型(現況の農地利用集積率)</p> <hr/> <p>①33%以上 ②37%以上 ③50%以上</p>	<p>ア 60%以上73%未満または、 イ 20%以上34%未満</p> <hr/> <p>42%以上66.5%未満</p> <hr/> <p>50%以上75%未満</p> <hr/> <p>①20%以上33%未満 ②10%以上37%未満 ③ 50%未満</p>
			<p>農村の振興</p>	<p>地域経済への波及効果</p>

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	<p>○環境関連効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） ＝（景観・環境保全効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①経営体育成型及び耕作放棄地型 ②畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型</p>	
			<p>① 16千円/ha以上 ② 180千円/ha以上</p>	<p>① 16千円/ha未満 ② 180千円/ha未満</p>
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	<p>①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし</p>	
		景観	<p>①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし</p>	
	関係計画との連携	<p>①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている ③人・農地プランが作成されている について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：7点以上、B：4～6点、C：3点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：5～6点、B：3～4点、C：2点以下） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：位置づけられている b：位置づけられる見込みがある c：位置づけられていない －：該当なし ③ a：作成されている b：作成される見込みがある c：作成されていない</p>		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られている b：同意予定；内諾協議は了しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない	
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：得られている b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか A：設置済 B：設置予定 C：未設置	
	緊急性		①国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある ②老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況から、整備の緊急性が高い について、該当する項目の数により判断 A：2項目 B：1項目 －：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(7-2) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化基盤整備事業（草地畜産基盤整備事業））

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	<ul style="list-style-type: none"> ・酪農及び肉用牛生産近代化計画（市町村計画）が策定されているか又は策定されることが確実と見込まれること。 ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画が策定されていること。
2. 技術的可能性が確実であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、地質、水利、気象等を考慮した計画であること。 ・草地開発整備事業計画設計基準に沿った内容であるとともに、都道府県の技術指標に適合した技術であること。 ・新技術を導入する場合は、都道府県、市町村等の機関の指導・協力体制が整っていること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	<ul style="list-style-type: none"> ・総費用総便益比≥ 1.0（*事業効果指数≥ 1.0）であること。 ・飼料生産基盤の拡大又は単位収量の増大が見込まれること。 ・事業参加経営体（公共牧場を含む）の経営経費に占める飼料費の割合の低減が見込まれること。
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担額が明示され、その負担額が負担能力からみて過大とならないこと。（所得償還率が適正な水準であること） ・共同利用施設については、管理運営規程等が策定され（見込み含む）その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、環境との調和に配慮した対策を行うものとなっていること。 ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画に適合しているとともに、たい肥の土地還元が図られるものとなっていること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施要綱・要領に規定された事業内容及び採択基準に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(7-2) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化基盤整備事業（草地畜産基盤整備事業））

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められること。 ②「畜舎建築コストガイドライン」及び「たい肥舎等建築コストガイドライン」に則した整備水準であること。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○農業生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益頭数当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 =（畜産物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）／受益頭数（肥育豚換算：頭） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			6.2千円/頭・年以上	6.2千円/頭・年未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○事業参加経営体に占める担い手農家（認定農業者等）の割合（%） =事業参加経営体のうちの担い手農家数（戸）／事業参加経営体（戸）×100 《公共牧場整備事業》 ○公共牧場利用経営体に占める担い手農家（認定農業者等）の割合（%） =公共牧場利用経営体のうちの担い手農家数（戸）／公共牧場利用経営体（戸）×100	
都道府県の平均以上			都道府県の平均未満	
農村の振興	地域経済への波及効果	農地の確保・有効利用	①担い手農家への飼料生産基盤の集積（作業受託を含む。）が図られること。 ②基盤整備の実施により耕作放棄地の発生を未然に防止し、飼料生産基盤の確保を行うこと。 ③離農跡地・耕作放棄地等の活用が図られること。 について、該当する項目の数により判断。 A：2～3項目、B：1項目、－：該当なし 《公共牧場整備事業》 ②及び③の評価指標について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
			16.0千円/頭・年以上	16.0千円/頭・年未満
多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益頭数当たり） 受益頭数当たり環境関連効果額（千円／頭・年） =（景観・環境保全効果）（千円）／受益頭数（肥育豚換算：頭） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ※受益頭数当たり畜産環境整備効果額（千円／頭・年） =（衛生水準向上効果+水質保全効果）（千円）／受益頭数（肥育豚換算：頭） 【注；畜産環境整備効果額を算定していなければ「－」該当なし】	
			3.6千円/頭・年以上	3.6千円/頭・年未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、－：該当なし ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、－：該当なし ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携	①酪農及び肉用牛生産近代化計画（市町村計画）の酪農経営又は肉用牛経営の改善目標との整合性が図られていること。 ②事業を実施する飼料生産基盤に係る土地が、農業振興地域整備計画における農用地区域内であること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：区域である b：編入手続中で編入の見込みがある c：編入手続きがされていない		
	関係機関との協議	①河川管理者との協議（予備）が合意に達していること。 ②必要となる用地に係る権利（所有者、抵当権等）の同意が得られることが確実であること。 ③施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達していること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない －：該当なし ③ a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		①市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られていること。 ②補助残の融資について関係機関で調整が行われていること。 ③事業参加経営体（公共牧場を含み、公共牧場の整備を行う場合にあつては、牧場利用者を含む。）の意向が十分反映された計画となっていること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 ① a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない ② a：調整済 b：調整中 c：未調整 ③ a：計画となっている b：調整中 c：計画となっていない	
	事業推進体制		①事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されていること。 ②行政、農協等の担当部局が明確になっていること。 ③周辺住民の同意が得られていること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：明確になっている b：調整中 c：明確になっていない ③ a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない	
	維持管理支援体制		①草地、施設等に係る管理組織等が整備されていること。 ②普及指導センター、農協等が参画する営農支援体制が整備されていること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ② a：整備済 b：整備予定 c：未整備	
	緊急性		飼料自給率の向上を図るため、早期に整備事業を実施する必要があること。 A：該当あり、－：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(7-3) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業）、農業水利施設保全合理化事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

農業水利施設保全合理化事業（水利用再編促進事業）において、項目3の判定基準は、「当該事業の効用の発現が十分見込まれ、すべての効用がそのすべての費用を償うこと。」、項目4の判定基準は、「当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農家経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。」と読み替える。

チェックリスト判定基準表

(7-3) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業）、農業水利施設保全合理化事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト削減を図る計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額（千円/ha・年） =（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			110千円/ha・年以上	110千円/ha・年未満
		野菜・果樹の産地形成	○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（受益面積当たり） 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（%） =計画作付面積（ha）/受益面積（ha）×100	
			12.7%以上	12.7%未満
農業の持続的発展		望ましい農業構造の確立	○認定農業者の割合（総農家当たり） 総農家数当たりの認定農業者の割合（%） =関係市町村の認定農業者数の計（人）/関係市町村の農家数の計（戸）×100	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
		農地の確保・有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率（%）=作物の計画作付延べ面積（ha）/耕地面積（ha）×100 ②作付面積増加率（%）=計画作付率（%）－現況作付率（%）	
		①耕地利用率108%以上（豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上）または、 ②作付面積増加率16%以上	①耕地利用率108%未満（豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満）かつ、 ②作付面積増加率16%未満	
		農業生産基盤の保全管理	○施設の更新等整備の緊急性 A：特に緊急に更新等の整備が必要 ・老朽化等の影響により、劣化の進行が顕著 ・過去に突発事故等が発生し、機能低下等が発生 ・ライフラインへの影響（水道との共用）等 B：緊急に更新等の整備が必要 －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
			○戦略的な保全管理に向けた更新整備計画の作成 戦略的な保全管理に向けた更新整備計画の作成にあたっては、 ①既存施設の有効活用を図る観点から、施設の機能診断等の実施により、施設の劣化度合いを調査している。 ②機能保全コスト等の比較・検討を行っている。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準			
大	中項目	小項目	A	B		
有効性	農村の振興	地域経済への波及効果	<p>○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの</p> <hr/> <p>314千円/ha・年以上</p>		<p>314千円/ha・年未満</p>	
		地域用水機能の維持・増進、水資源の有効活用（快適性の向上）	<p>○地域用水効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり地域用水効果額（千円/ha・年） ＝地域用水効果（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】</p> <hr/> <p>2.7千円/ha・年以上</p>		<p>2.7千円/ha・年未満</p>	
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	<p>○環境関連効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） ＝景観・環境保全効果（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】</p> <hr/> <p>6.4千円/ha・年以上</p>		<p>6.4千円/ha・年未満</p>	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	<p>①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない -：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 -：該当なし</p>			
		景観	<p>①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない -：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 -：該当なし</p>			

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境	関係計画との連携		①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画との整合性 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画との整合性 ③人・農地プランが作成されている について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：7点以上、B：4～6点、C：3点以下 ①a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ②a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③a：作成されている b：作成される見込みがある c：作成されていない	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （2指標のうち1指標が「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし ②a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （①が「-：該当なし」の場合 A：3点 B：2点 C：1点） ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている -：該当なし ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られている b：同意予定；内諾協議は了しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない	
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ②a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：合意済 b：調整中 c：未調整 ②a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか A：設置済 B：設置予定 C：未設置 -：該当なし	
	緊急性		国営事業等関連する他の公共事業との関係で緊急性が高い A：該当あり -：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(7-4) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地防災事業））

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意が得られていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(7-4) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地防災事業））

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 ③施工順序等を考慮し、効率的に災害を防止する計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目以上、B：1項目、－：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 =（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く	
			水田主体地区：880千円/ha・年以上 畑主体地区：230千円/ha・年以上	水田主体地区：880千円/ha・年未満 畑主体地区：230千円/ha・年未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○認定農業者の割合（総農家当たり） 総農家数当たりの認定農業者数（人/戸） =関係市町村の認定農業者数の計（人）/関係市町村の農家数の計（戸）×100	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
農地の確保・有効利用		○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率（%）=作物の計画作付延べ面積（ha）/耕地面積（ha）×100 ②作付面積増加率（%）=計画作付率（%）-現況作付率（%）		
	①耕地利用率108%以上（豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上）または、 ②作付面積増加率16%以上	①耕地利用率108%未満（豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満）かつ、 ②作付面積増加率16%未満		
	農業生産基盤の保全管理	○災害防止効果額（農業関係）（受益面積当たり） 災害防止効果額（農業関係）（千円/ha・年） =災害防止効果（農業関係）（千円）/受益面積（ha） ※畑主体では作物生産効果を加える 【注；効果項目は年効果額：千円】		
		水田主体地区：150千円/ha・年以上 畑主体地区：2,000千円/ha・年以上	水田主体地区：150千円/ha・年未満 畑主体地区：2,000千円/ha・年未満	
農村の振興	農村の生活環境の整備	○災害防止効果額（一般資産+公共資産）（受益面積当たり） 災害防止効果額（一般資産+公共資産）（千円/ha・年） =災害防止効果（一般関係）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】		
		330千円/ha・年以上	330千円/ha・年未満	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農村の振興	地域経済への波及効果	<p>○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの</p> <hr/> <p>3,600千円/ha・年以上</p> <p>3,600千円/ha・年未満</p>	
		多面的機能の発揮	<p>○環境関連効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） ＝（景観・環境保全効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】</p> <hr/> <p>22千円/ha・年以上</p> <p>22千円/ha・年未満</p>	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	<p>①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない -：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 -：該当なし</p>	
		景観	<p>①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない -：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 -：該当なし</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		①都道府県等における防災計画等に位置づけられていること ②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画、中山間地域振興等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプラン、市町村が定める農業振興地域整備計画、いずれかに位置づけられていること ③事業実施地区が公害防止計画区域、特殊土壌地域等の各種法令、条例等で地域指定がなされていること について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：7点以上、B：4～6点、C：3点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③ a：指定されている b：指定される見込みがある c：指定されていない	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （①が「－」の場合、A：3点、B：2点、C：1点） ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている －：該当なし；地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られている b：同意予定；内諾協議は了しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない	
	事業推進体制		①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出	

評価項目			評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	B	
事業の実施環境等	維持管理体制		① 予定管理者の同意が得られているか ② 維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：合意済 b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整		
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか A：設置済 B：設置予定 C：未設置 -：該当なし		
	緊急性	災害発生時の影響	① 広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した土地改良施設が存在する。 ② 事業の対象施設として基幹土地改良施設（ダム、頭首工）やライフラインとの共用施設が存在する。 ③ 公共施設等の防災上重要な施設（学校や医療機関等）が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A：3項目、B：2項目、C：1項目、-：該当なし		
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 -：該当なし		

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(7-5) 農業競争力強化基盤整備事業（農業基盤整備促進事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・当該事業の効用の発現が十分見込まれ、すべての効用がそのすべての費用を償うこと。
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農家経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(7-5) 農業競争力強化基盤整備事業（農業基盤整備促進事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト削減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○地域農業の生産性向上 A：高収益作物の導入等、農業生産性の向上が図られる。 B：農業生産性の維持が図られる。	
	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全管理	○施設の更新等整備の緊急性 A：特に緊急に更新等の整備が必要 （老朽化等の影響により、劣化の進行が顕著、過去に突発事故等が発生し機能低下等が発生、ライフラインへの影響（水道との共用）等） B：緊急に更新等の整備が必要 －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
			○戦略的な保全管理に向けた更新整備計画の策定 戦略的な保全管理に向けた更新整備計画の作成にあたっては、 ①既存施設の有効活用を図る観点から、施設の機能診断等の実施により、施設の劣化度合いを調査している。 ②機能保全コスト等の比較・検討を行っている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
	農村の振興	農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 ①：地域において農業の高付加価値化に係る計画（加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等）が策定されている。 ②：地域において地域活性化に係る話合いが行われている。 A：2項目、B：1項目	
多面的機能の発揮	国土の保全		○農地の遊休化や耕作放棄地化の問題について地域で話合い（行政・住民合同会議等）が行われている。 A：行われている、B：行われていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （4指標のうち3指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない －：該当なし ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （4指標のうち3指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない －：該当なし ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
	関係計画との連携	①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている ③人・農地プランが作成されている について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：7点以上、B：4～6点、C：3点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：5～6点、B：3～4点、C：2点以下） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：位置づけられている b：位置づけられる見込みがある c：位置づけられていない －：該当なし ③ a：作成されている b：作成される見込みがある c：作成されていない		
	関係機関との協議	①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点以下） ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られている b：同意予定；内諾協議は了しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない －：該当なし	
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点以下） ①a：設立済 b：設立予定 c：未設立 －：該当なし ②a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点以下） ①a：合意済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし ②a：合意済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか A：設置済 B：設置予定 C：未設置	
	緊急性		国営事業等関係する他の公共事業との関係で緊急性が高い A：該当あり －：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(8) 震災対策農業水利施設整備事業 (震災対策農業水利施設整備事業, 農村地域防災減災事業)

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意が得られていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(8) 震災対策農業水利施設整備事業（震災対策農業水利施設整備事業、農村地域防災減災事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト削減を図る計画となっている。 ③施工順序等を考慮し、効率的に災害を防止する計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目以上、B：1項目、－：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 =（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く 《農村地域防災減災事業》①一般地域、②中山間地域	
		農村地域防災減災事業		
		①水田主体地区：130千円/ha以上 畑主体地区：70千円/ha以上 ②水田主体地区：47千円/ha以上 畑主体地区：33千円/ha以上	①水田主体地区：130千円/ha未満 畑主体地区：70千円/ha未満 ②水田主体地区：47千円/ha未満 畑主体地区：33千円/ha未満	
農 業 の 持 続 的 発 展	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○認定農業者の割合（総農家当たり） 総農家数当たりの認定農業者の割合（%） =関係市町村の認定農業者数の計(人)/関係市町村の農家数の計(戸)×100	
		都道府県の平均以上		都道府県の平均未満
		農地の確保・有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 ②作付面積増加率(%)=計画作付率(%)－現況作付率(%)	
		①耕地利用率108%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上)または、 ②作付面積増加率16%以上	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付面積増加率16%未満	
	農業生産基盤の保全管理	農業生産基盤の保全管理	○災害防止効果額（農業関係）（受益面積当たり） 災害防止効果額（農業関係）（千円/ha・年） =災害防止効果（農業関係）（千円）/受益面積(ha) ※畑主体では作物生産効果を加える 【注；効果項目は年効果額：千円】 《農村地域防災減災事業》①一般地域、②中山間地域	
		震災対策農業水利施設整備事業		
		水田主体地区：310千円/ha・年以上 畑主体地区：410千円/ha・年以上 農村地域防災減災事業 ①水田主体地区：310千円/ha以上 畑主体地区：410千円/ha以上 ②水田主体地区：470千円/ha以上 畑主体地区：240千円/ha以上	水田主体地区：310千円/ha・年以上、 畑主体地区：410千円/ha・年以上 ①水田主体地区：310千円/ha未満 畑主体地区：410千円/ha未満 ②水田主体地区：470千円/ha未満 畑主体地区：240千円/ha未満	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	農村の振興	農村の生活環境の整備	<p>○災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（受益面積当たり） 災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（千円/ha・年） ＝災害防止効果（一般関係）（千円） / 受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 《農村地域防災減災事業》①一般地域、②中山間地域</p>	
			<p>震災対策農業水利施設整備事業 150千円/ha・年以上</p> <p>農村地域防災減災事業 ①150千円/ha・年以上 ②240千円/ha・年以上</p>	<p>150千円/ha・年未満</p> <p>①150千円/ha・年未満 ②240千円/ha・年未満</p>
	地域経済への波及効果	<p>○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円） / 受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの 《農村地域防災減災事業》①一般地域、②中山間地域</p>		
			<p>農村地域防災減災事業 ①水田主体地区：89千円/ha・年以上 畑主体地区：500千円/ha・年以上 ②水田主体地区：2.8千円/ha・年以上 畑主体地区：300千円/ha・年以上</p>	<p>①水田主体地区：89千円/ha未満 畑主体地区：500千円/ha未満 ②水田主体地区：2.8千円/ha未満 畑主体地区：300千円/ha未満</p>
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	<p>○環境関連効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） ＝（景観・環境保全効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】</p>	
			<p>農村地域防災減災事業 22千円/ha以上</p>	<p>22千円/ha未満</p>
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	<p>①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無</p> <p>②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮</p> <p>③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成</p> <p>④環境配慮対策を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下）</p> <p>① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	景観	<p>①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無</p> <p>②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮</p> <p>③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成</p> <p>④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下）</p> <p>① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし</p>	
		関係計画との連携	<p>①都道府県等における防災計画等に位置づけられていること</p> <p>②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画、中山間地域振興等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプラン、市町村が定める農業振興地域整備計画、いずれかに位置づけられていること</p> <p>③事業実施地区が公害防止計画区域、特殊土壌地域等の各種法令、条例等で地域指定がなされていること</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：7点以上、B：4～6点、C：3点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点）</p> <p>① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③ a：指定されている b：指定される見込みがある c：指定されていない</p>	
		関係機関との協議	<p>①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか</p> <p>②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点）</p> <p>① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし</p>	
		関連事業との調整	<p>①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出</p> <p>②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下（①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点）</p> <p>① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 (①が「-」の場合、A：3点、B：2点、C：1点) ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている -：該当なし；地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られている b：同意予定；内諾協議は了しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない	
	事業推進体制		①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ②a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の同意が得られているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるかについて、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：合意済 b：調整中 c：未調整 ②a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか A：設置済 B：設置予定 C：未設置 -：該当なし	
	緊急性	災害発生時の影響	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した土地改良施設が存在する。 ②事業の対象施設として基幹土地改良施設（ダム、頭首工）やライフラインとの共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設（学校や医療機関等）が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A：3項目、B：2項目、C：1項目、-：該当なし	
被害の発生頻度		過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 -：該当なし		

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

※※地区内に一般地域と中山間地域が混在する場合は、一般地域として評価する。

チェックリスト判定基準表
 (9) 公害防除特別土地改良事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 地域指定解除のために、本事業と他事業を比較検討し、本事業での実施が最も効率的であると認められること。
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村又は原因者の負担金について合意が得られていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表
 (9) 公害防除特別土地改良事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 ③施工順序等を考慮し、効率的に災害を防止する計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目以上、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 =（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く	
			300千円/ha	300千円/ha
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○認定農業者の割合（総農家当たり） 総農家数当たりの認定農業者の割合（%） =関係市町村の認定農業者数の計(人)/関係市町村の農家数の計(戸)×100	
		都道府県の平均以上	都道府県の平均未満	
		農地の確保・有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha) / 耕地面積(ha) × 100 ②作付面積増加率(%) = 計画作付率(%) - 現況作付率(%)	
			①耕地利用率108%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上)または、 ②作付面積増加率16%以上	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付面積増加率16%未満
農村の振興	地域経済への波及効果		○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） =農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			710千円/ha以上	710千円/ha未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	<p>①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無</p> <p>②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮</p> <p>③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成</p> <p>④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下）</p> <p>① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない -：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 -：該当なし</p>	
	環境への配慮	景観	<p>①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無</p> <p>②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮</p> <p>③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成</p> <p>④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下）</p> <p>① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない -：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 -：該当なし</p>	
	関係計画との連携		<p>①都道府県等における防災計画等に位置づけられていること</p> <p>②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画、中山間地域振興等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプラン、市町村が定める農業振興地域整備計画、いずれかに位置づけられていること</p> <p>③事業実施地区が公害防止計画区域、特殊土壌地域等の各種法令、条例等で地域指定がなされていること</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：7点以上、B：4～6点、C：3点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点）</p> <p>① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③ a：指定されている b：指定される見込みがある c：指定されていない</p>	
関係機関との協議		<p>①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか</p> <p>②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、-：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点）</p> <p>① a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし</p>		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下（①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する原因者の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている －：該当なし；地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；議会において事業推進に関する決議が得られている b：同意予定；内諾協議は了しているが、議会決議は未了 c：未同意；同意が得られていない ③「原因者の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み b：調整中 c：未同意	
	事業推進体制		①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の同意が得られているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：合意済 b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか A：設置済 B：設置予定 C：未設置 －：該当なし	
	緊急性	被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 －：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表
 (10) 地すべり対策事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を防止し、農業生産の維持、国土の保全及び民生の安定に資することが認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 (総事業総便益費 \geq 1.0)
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	(関連工事) ・ 総所得償還率 \leq 0.2 または 増加所得償還率 \leq 0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について受益者の合意を得ていること。
5. 地すべり等防止法及び事業実施要綱等に適合していること。	(防止工事) ・ 農村振興局所管の地すべり防止区域で、総事業費が70百万円以上のもの。 (関連工事) ・ 受益面積が概ね3ha以上 (ため池の整備については、概ね2ha以上)、及び総事業費が5百万円以上のもの。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表
(10) 地すべり対策事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化を含めたコスト削減を図る計画となっている。 ③施工順序等を考慮し、効率的に災害を防止する計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目以上、B：1項目、－：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○保全対象面積のうち農地面積（一地区当たり） 保全対象面積のうち農地面積（ha/地区） =地すべり地域及び地域外被害想定地域における農地面積（ha）	
			25ha以上	25ha未満
	農業の持続的	農業生産基盤の保全管理	○事業費に対する農業効果の割合 事業費に対する農業効果(農地・農業用施設・農作物の被害軽減)の割合（％） =（直接的な被害軽減効果（農業関係）＋間接的な被害軽減効果（農業関係）） /総費用×100	
			132%以上	132%未満
農 村 の 振 興	農村の生活環境の整備	農村の生活環境の整備	○事業費に対する農業外効果の割合 事業費に対する農業外効果(一般公共施設等の被害軽減+山林・林道の被害軽減+家屋等の被害軽減)の割合（％） =（直接的な被害軽減効果（一般関係）＋間接的な被害軽減効果（一般関係）） /総費用×100	
			61%以上	61%未満
			○保全対象となる人家戸数（一地区当たり） 保全対象となる人家戸数（戸/地区） =地すべり地域及び地域外被害想定地域における人家戸数（戸）	
			15戸以上	15戸未満
多 面 的 機 能 の 発 揮	国土の保全		①工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い（行政・住民合同会議等）がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない -：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 -：該当なし	
	環境への配慮	景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない -：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 -：該当なし	
	関係計画との連携		（防止工事の場合） 関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性が図られているか。 A：図られている、B：図られる見込みがある、C：図られていない	
関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか A：協議了、B：多くが協議中、C：多くが未協議、-：該当なし		
関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、-：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点、-：該当なし） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 -：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		(関連工事の場合) ①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する知事の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村長の同意 について、評価点 (a : 3点、b : 2点、c : 1点) の合計値により判断。 A : 6点、B : 4～5点、C : 3点以下 ① a : 同意済み b : 同意予定 c : 未同意 ② a : 同意済み b : 同意予定 c : 未同意	
	事業推進体制		①点検等を行う地元組織が設置されている。 ②行政区等から着工要望の提出の有無 について、評価点 (a : 3点、b : 2点、c : 1点) の合計値により判断。 A : 6点、B : 4～5点、C : 3点以下 ① a : 設置済 b : 設置予定 c : 未設置 ② a : 提出済 b : 提出予定 c : 未提出	
	維持管理体制		①管理者 (知事) と地元組織の協力体制が決定されているか ②維持管理方法に関する地元組織との合意があるか について、評価点 (a : 3点、b : 2点、c : 1点) の合計値により判断。 A : 6点、B : 4～5点、C : 3点以下 ① a : 合意済 b : 調整中 c : 未調整 ② a : 合意済 b : 調整中 c : 未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援 (検討) 体制が整備されているか。 A : 設置済 B : 設置予定 C : 未設置 - : 該当なし	
	緊急性	地すべりの兆候	①現地踏査により農地や傾斜地の法面に変状がある。 ②現地踏査により道路や家屋等の構造物に変状がある。 ③地表移動量調査 (GPS等) により累積変位がある。 ④地中移動量調査 (孔内傾斜計等) により累積変位がある。 について、該当する項目の数により判断。 A : 4～3項目、B : 2項目、C : 1項目、- : 該当なし	
被害の発頻頻度		過去の地すべり被害の発生履歴 A : 直近5年以内に被害が発生 B : 過去10年以内に被害が発生 C : 過去20年以内に被害が発生 - : 該当なし		
災害発生時の影響		①農地への重大な被害が想定される。 ②防護区域に人家、災害弱者関連施設等が存在する。 ③災害発生時に地域社会への影響 (ライフラインや交通等) が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A : 3項目、B : 2項目、C : 1項目、- : 該当なし		

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)